

## 政府規制等と競争政策に関する研究会

2006年11月24日(金)

【菅久調整課長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、政府規制等と競争政策に関する研究会を始めさせていただきます。本日井手会員と清野会員、それから吉野会員はご欠席でございます。

本日お願いしたいテーマでございますけれども、第1には、これまで4回にわたりましたご検討いただきました「外航海運の競争実態と競争政策上の問題について」でございます。前回6月に報告書の2次案についてご議論いただきましたけれども、その後、公正取引委員会が外航海運の適用除外制度のあり方につきましてパブリックコメントを実施いたしましたので、その概要につきましてご紹介させていただいた上で、お手元にお配りしております3次案についてご議論いただきたいと考えております。このため本日オブザーバーとして流通経済大学の山岸先生にもご出席をお願いしております。

それから、第2には、本年度中に作成する予定にしております農業協同組合が行います行為についての独占禁止法上の指針(ガイドライン)の検討状況について、ご報告することにしております。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、お手元にあります「資料1」と書いているものでございます。これが外航海運の競争実態と競争政策上の問題について、報告書の3次案でございます。参考資料を添付しております。それから、資料の1-2とありますが、パブリックコメントで寄せられた意見の概要をまとめたものでございます。それから、資料の2、「農業協同組合が行う行為に係る独占禁止法上の指針(ガイドライン)」の策定についてという紙でございます。それと、加えまして席上にもう一枚、平成18年7月26日の事務総長定例記者会見記録抜粋を置かせていただいておりますが、これは農協のガイドラインについて事務総長が述べている部分の抜粋でございます。

資料は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これからの議事につきましては岩田座長にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岩田座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移ります。1番目の外航海運について、事務局からご説明をお願いいたします。

【菅久調整課長】 外航海運につきましてのご説明を申し上げます。資料に従ってご説明したいと思います。

まず、資料1 - 2をご覧くださいと思います。公正取引委員会は、6月16日に外航海運に関する適用除外制度についての意見募集を公表いたしまして、9月15日までを期限として意見を求めたところでございます。これに対しまして23件の意見の提出がございました。これらのうちほとんどが船社、または船社の団体からのものがございます。この提出された意見をまとめたものが資料1 - 2でございます。

順番に簡単にご説明いたしますと、まず、1ページ目でございますが、外航海運業の特殊性に関連する意見ということでございまして、最初に、外航海運にはさまざまな特殊性があつて、海運同盟などは130年以上にわたってその存在が評価されてきた。適用除外制度が廃止されると、荷主が必要とするサービスの提供が困難になる、また国民経済に悪影響を与える懸念がある、そういうご意見でございます。それから、2つ目は、いわゆる破滅的競争が行われて、寡占状態になるという意見でございます。それから、3つ目は、過当競争から日本発着の航路の収支が悪化して、大型船の日本寄港が減少するという、そうした意見でございます。それから、さらに日本の主要港湾の埋没、衰退が懸念されるというご意見、これが一番下でございます。

それから、2ページ目でございます。(2) これは国際的整合性についてのご意見でございます。日本の適用除外制度は諸外国の制度と調和がとれていて有効に機能していると、そういったご意見でございます。したがって、日本で適用除外制度が廃止されますと、日本発着航路のみが特殊な法環境に置かれるというご意見でございます。

ここで指摘されていますシンガポールの状況について補足させていただきますと、シンガポールでは反競争的な合意を禁止する競争法の規定が本年1月から施行されまして、本年7月に外航海運の適用除外制度が新設されたわけでございます。この適用除外制度を設けたことを公表した文書を見ますと、欧州連合、アメリカ、オーストラリア、日本といった主要諸国の法制度との整合性を確保する観点が主な理由とされております。

それから、その次の(3)でございますが、これは安定した海運サービスの確保が貿易戦略、貿易政策上必要不可欠というご意見でございます。

それから、(4)は、税制等の面で日本船社は不利な条件下にあつて、このため適用除外

制度が廃止されると、日本船社の定期船事業からの撤退という事態が起こる可能性がある  
と、そういったご意見でございます。

それから、その次の(5) これは今日の状況が平成11年と変わっていないと。現行の  
適用除外制度の廃止を直ちに結論づける必要性はないと、そういったご意見でございます。

それから、(6)は、これは荷主団体のほうの立場ということでございますが、日本荷主  
協会からの要望事項というのは満たされていて、荷主と船社の利益の適切なバランスはと  
られている。日本の荷主は既存の適用除外制度の早急な廃止は求めていないという、そう  
いったご意見でございます。

それから、次の3ページの2(1)(2)の部分でございます。これは、スペースチャ  
ーター協定や情報交換機能、これは必要であると。したがって、適用除外制度が必要と、  
そういうご意見でございます。これにつきましては少し補足いたしますと、こうした協定  
や情報交換につきましては、それが運賃の協定とか市場分割、供給数量の制限につながる  
ものでない限りは、直ちに独占禁止法に違反するものではないと考えられます。

それから、その次のご意見は、3でございますけれども、規制研の報告書2次案につい  
て、ここで指摘されている問題点は現行制度の中でも対処可能という意見、それから運賃  
が競争水準にないとか、貿易が疎外されているということ、そういった点の検証がなされ  
ていないというご意見でございます。

それから、最後、4ページでございますが、今後の進め方ということでございまして、  
時間をかけて検討すべきという意見、それから荷主の意見として、海運同盟による運賃・  
サーチャージの不満という指摘がある一方で、その存在意義を認める意見も存在する。時  
間をかけて検討して、慎重に判断すべきという意見、こうした意見が提出されております。

こうした意見を踏まえまして、規制研の報告書2次案から修正を加えまして、資料1-  
1と書いている3次案をお手元に用意させていただきました。

この3次案につきましては、次のような点から2次案を修正したものでございまして、  
第1には、EUが外航海運の適用除外制度の2年後の廃止というのを決定いたしましたの  
で、これに関します修正追加を行っております。それから、EUの決定を受けまして、将  
来的には、日本発着の主要航路のうち、外航海運カルテルが存在するのは北米航路だけ  
になるというそうした状況変化を踏まえた規制研からのメッセージ、または指摘といいま  
すか、それを追加しております。それから、これまでの間に二重運賃制の廃止であります  
と、一部路線で為替変動サーチャージを徴収しないとする協定の届け出、そうした現行制

度下での運用面での動きというのがございましたので、これを反映させる修正を行っております。

それから、全体を通じまして、規制研からのメッセージがより明確になるようにということで、冗長な部分でありますとか、当然なことを指摘している箇所、また文脈上不要な部分、そうしたものは極力削るという修正を行っております。

それから、最後の結語のところにつきましては、この部分を読めば規制研からのメッセージが明確にわかるようにということで簡潔にしたということでございます。

2次案から3次案への修正点を順次説明させていただきます。

まず、資料1-1の1ページでございます。1ページ、2カ所書いておりますが、これはEUの決定と、それから公正取引委員会が行いました意見募集に関する記載をした部分でございます。

それから、その次は19ページでございます。19ページは、これはEUが外航海運に関します適用除外制度を廃止すること、この決定をしたということを受けた修正でございます。

それから、次は33ページでございます。33ページの下のところですが、太平洋航路安定化協定が、BAFにつきまして今年10月に一部修正の届け出を行っているということで、これに関する記載を追加しております。

それから、次が35ページでございます。この35ページは、WTS Aが本年9月にCAFを当面0%とする届け出をしましたので、これを反映する修正をしております。それから、他の航路でのCAFの状況について注で記載したというところでございます。

それから、その次は39ページでございます。ここは、日本発着の航路での二重運賃制が廃止されたということで、これを反映させた修正を行っております。これに伴いまして、参考資料の21ページのところに、参考資料14というところの表でございますが、ここに二重運賃制の廃止ということを受けて表を一部修正、廃止の年月日を入れたということですが、その修正をしております。

それから、次は44ページでございます。これは小さい部分ですが、EUの決定に関する修正です。

45ページは、これは単なる間違い修正でございます。

それから、次、46ページでございます。これは注を削除しております。これは、本文では差別化が困難という指摘に対します反論というのを記載しているわけでございますが、

そういうことで、この注は、こうした論旨から見て必ずしも必要ではないんじゃないかなということ削除をしているということでございます。

それから、47ページです。これもいわゆる定期コンテナ船カルテルについての主張、定期船社側の主張に対する反論というのはこの前の段階まで十分記載されているので、このなお書き、必ずしも必要じゃないなということ削除をしてみたというものでございます。

それから、同じく47ページの下のところ、「需要家の強い批判がある一方で」というのを消しておりますが、これは、需要家の強い批判があるということは、むしろ、船社側の主張が認められないというふうに規制研の報告書で判断している根拠の一つなので、「ある一方で」というのはちょっとおかしいかなということ削除したということでございます。

それから、48ページでございます。48ページの上のところ3行ほど削っております。これはむしろ当然のことなのであえて記載する必要がない。改めて読んでみると、文脈上むしろ不自然な位置にあるので削ってみたというものでございます。

それから、48ページの下の部分にずっといろいろ書いております。これが、いわゆるEUが適用除外制度の廃止を決定したことを受けました規制研からのメッセージ、指摘として追加してはどうかという部分でございます。ここの下から2行目からでございますが、「この結果、日本発着の3つの主要な航路のうち外航海運カルテルが存在するのは北米航路のみになる中で、外航海運カルテルの実効性は維持し難いとも考えられる一方、こうした状況下で、外航海運カルテルを維持し続けることは、荷主の利益にならないだけでなく船社の競争力強化の観点からも悪影響があると考えられる」というこの文を入れてこの記載を追加してみました。

それから、この49ページの3行目の「なお」ですね。これは、そもそもはこの下の(3)の一番下、今のページの下から2行目のところ、消している部分がありますが、ここにあったのを場所をかえて上に持ってきたというだけでございます。

それから、49ページの6行目でございますが、「また」以下のところです。ここに書いている1段落、これは従来結語の第4段落に書かれていたものでございますが、これを修正の上、ここに移動したというものでございます。

それから、49ページの10行目、その下ですね。「これらの点を踏まえると」というところを消しております。これは、この上の部分ですね、直前の部分にいろいろ追加の記載

をしたので非常に文脈上冗長になったということと、それから、そもそもここに書いていることは、ある意味当然なことなのであえて要らないかなということで消してみたというものでございます。

それから、49ページ、同じく49ページの(3)の冒頭でございます。これは、規制研としまして定期コンテナ船カルテルの適用除外制度を維持する理由が今日では成立していないと考えるその理由について、従来はこういう要約はありませんでしたので、それを要約して明確に記載したというものでございます。

それから、49ページ、下から6行目「また」何とかのところを消しております。これもある意味当然のことなのであえて記載する必要がないかなということで消した部分でございます。また、「なお」以下は先ほど申しましたとおり上に移動しております。

それから、52ページでございます。52ページ、これも当然のことなのであえて要らないかなということでここは消した部分でございます。また、52ページの注ですね、これは二重運賃制に関する規定、これが廃止されたということを入れたという部分でございます。

それから、最後は56ページ。結語の部分でございます。ここの56ページの真ん中のところ、「さらに」ということで4行入っております。これは、先ほど48ページの下からの部分に記載しましたいわゆるEUの決定を受けての規制研からのメッセージ、指摘として、48ページに書きましたものをここにも記載したというものでございます。

それから、同じページのその下です。「一定の猶予期間を設けた上で」というのを追加しております。これは、この報告書の49ページのところで、廃止に際しては「廃止に伴う混乱を回避するために一定の猶予期間を設けること」とされておりまして、実はこの部分は2次案から全く変わっておりません。この文言、「廃止に際しては廃止に伴う混乱を回避するために一定の猶予期間を設けること」というのは2次案からあったわけでございます。それで、この結語には従来この「一定の猶予期間を設けた上で」というような記載がなかったんですが、結語から読む方もいらっしゃるだろうと。それでそのときにこれがないと、直ちに廃止せよという趣旨かと誤解されるおそれがあるんじゃないかということで、この部分にこの記述、「一定の猶予期間を設けた上で」というのを追加したというものでございます。

それから、56ページ、57ページに書きました2つの段落を消しております。これは、冒頭申しましたとおり、結語の部分、これは規制研からのメッセージが明確に伝わるよう

にということで、ここに書いたような記述、これは本文で既にかかれていた部分もありますし、それから本文に移して記述するという修正を加えたものもでございます。そういうことで、この部分は結語から除いたということでございます。

それから、57ページの最後の段落でございます。これは、規制研からの公正取引委員会の指摘をより明確にするという方向で書きぶりを修正したというものでございます。

参考資料のほうにつきましては、先ほど1カ所修正点をご説明いたしましたが、このほかほんとうに細かい点なんですけれども、参考資料の1ページと2ページのところに、事実関係について修正、追加というのを一部行っております。

以上がこの規制研の報告書の3次案ということで出させていただいた案でございます。この修正を加えました案につきましてご議論いただければと考えております。

以上でございます。

【岩田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました報告書の第3次案、あるいはパブリックコメントなどに対して、どなたかご意見がある方お願いいたします。どちらからでもご自由な。

基本的なスタンスについて説明したものは、どこかペーパーにありましたっけ？

【菅久調整課長】 ないです。それはそういうスタンスで2次案を修正していったということで。

【下村会員】 一定の猶予期間というのは、どれくらいの期間を具体的にお考えでしょうか。

【菅久調整課長】 具体的にはありません。まさに必要な期間。2次案のときからそうでしたが、廃止に伴う混乱を回避するためということで、直ちに明日から廃止と言ったら当然混乱するでしょうから、そうじゃない期間を設けてということで、具体的には想定はしておりません。EUは2年でございますので、それは一つの参考になるかもしれませんが、この報告書ではそこまでは言っていないと理解しております。

【岩田座長】 岸井さん、何かありますか。

【岸井会員】 それでは、意見ですけれども、特に今まで研究会で議論してきた内容と異なるといえますか、同じことが言われているんでしたらこれはもう議論は繰り返しい

うか、蒸し返しになってしまいますので、特に今まで議論されていなかったところに出てきたものというのがありますでしょうか。

【菅久調整課長】 我々が見たところでは、たしか6月の段階でそれまでに出たいろいろな意見と考え方というのを整理したかと思います。そういう意味ではそう変わっているものはないんじゃないかと思っております。

【岸井会員】 わかりました。特に新しい論点とか議論は出ていないんですね。

【菅久調整課長】 そうですね。我々見た限りはないと思っております。

【岩田座長】 よろしいでしょうか、いいですか。

【山内会員】 今の意見の中では、経済団体の最後の今後の進め方に関する意見の中で、経済団体からの意見というのが紹介されていて、つまり荷主の側もいろいろ見方がありますねということが紹介されています。おそらくは効率性の面からカルテルは必要ないという意見と、それからそれ以外の視点から置かれている、カルテルなのか、供給の安定性なのかよくわかりませんが、そういうようなことが必要だという意見があるということと読み取れるんですけども、これについてはほかの意見が船社、あるいは船社団体であるのに対して、どちらかという客観的なといいますか、意見があるので、その辺はちょっと注目すべきかなと思います。ただ、これは今後の進め方ということですので、またそちらでいろいろとご配慮いただければよろしいのかなと思います。

【岩田座長】 松村さん、よろしいですか。

【松村会員】 はい。

【岩田座長】 どうぞ。山岸さん、どうぞご意見あったら。

【山岸教授】 一定の猶予期間を設けるということですので、その辺はもう全く異論はございません。

それから、廃止の方向ということで臨むということでございますけれども、定期船の種々を取り巻く環境、これは1980年代ぐらいから随分変わってきておりますので、この研究会でこの問題を取り上げていただいたということは極めて有意義だと私個人では思っております。何か変化がやはり必要ではないかと、そういうふうな感じしております。



具体的に申しますと時間がかかりますので、これぐらいにさせていただきます。

【岩田座長】　　そうですか。どうもありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。一応、それでは、それほどもうご意見がなさそうで、ほぼご意見が出そろったようですので、報告書の取りまとめをお願いしたいと思うんですが、特に修正すべきというところはないということによろしいですか、皆さん。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【岩田座長】　　それでは、本研究会報告書の「外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について」は、本日お示した3次案をもって成案といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

外航海運はそれで以上ということによろしいですね。

【菅久調整課長】　　これについて今後のことを言わせてください。

事務局のほうからでございますが、今後についてでございますけれども、今予定しておりますのは12月上旬を目途に今取りまとめられました規制研報告書を公表すること、それから、それとともに意見募集を公正取引委員会が行っておりますので、この意見募集で寄せられました意見に対します公正取引委員会の考え方、それからこの規制研の議論、それから報告書の内容を踏まえまして、公正取引委員会としまして外航海運の適用除外制度についてどう考えるかということにつきまして12月上旬に公表するということを予定しております。今いただきました規制研の報告書を踏まえまして、公正取引委員会としての考え方をまとめた上で公表ということを予定しているところでございます。

これまで5回にわたり研究会を開いてきたわけでございますが、熱心なご議論、ご検討いただきましてどうもありがとうございます。山岸先生はじめ日本船主協会、それから日本荷主協会の皆さん方もご多忙の中、快く本研究会にご出席いただき、また、ご協力賜りましたことにこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【岩田座長】　　山岸先生、どうもありがとうございました。

【山岸教授】　　お世話になりました。

(山岸先生退席)

【岩田座長】 それでは、次に農業関係の議題に移りたいと思います。「農業協同組合が行う行為に係る独占禁止法上の指針」の策定について、事務局からご説明お願いいたします。

【菅久調整課長】 では、農協のガイドラインの件について簡単にご説明させていただきます。

これは、この資料の2の1.にありますとおり、今年の3月に閣議決定されました規制改革・民間開放推進3か年計画という中で、「農協については、例えば組合員である農家への融資に際して自己からの機材の購入等を条件するといった不公正な取引が独禁法の審決・警告に至った例が複数あるため、独禁法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独禁法のガイドラインを作成する」とされております。

ここに書いているとおり、このガイドラインをつくることになった大きな要因というのは、農協などが独禁法に違反する行為を行った、またはその疑いがあるということで法的措置や警告が出された例があるということでございます。今年に入りましては、京都農業協同組合と土幌町農業協同組合に警告が出されておりました、また平成に入って以降では法的措置3件、警告8件、計11件がございます。

まず、農業協同組合について簡単にご説明させていただきますと、お配りしております資料の最後から2枚目の参考資料5でございます。農業協同組合、これは農業協同組合法に基づいて設立されておりました、農協法の第10条に農協の行うことができる事業ということで購買事業とか利用事業、販売事業、信用事業、そうしたものが規定されております。

農協の組織としましては、各地域に設立されております単位農協と呼ばれているいわゆる農協のほか、この農協を会員とします都道府県、それから全国レベルの組織であります農業協同組合連合会、それから農協の経営の指導や監査などを行います中央会などが農協法に規定されております。また、農協の中にはこうしたいろいろな事業を行っている総合農協と言われているもののほか、酪農とか、果樹とか、園芸とかの専門農協というものもございます。

農協が行っている主な事業と、それからJAですね、(2)がJAの主な事業です。

それから(3)のアでございますが、全国都道府県、市町村の各段階組織としてJAのいろいろな組織がございます。ここに書いてあるとおりでございます。

(3)のイに書いてありますが、この市町村や地域段階の総合農協、いわゆる普通の農

協ですけれども、総合農協では合併が継続してずっと行われております。ここに書いているように昭和20年代に比べて随分数が減ってきているわけでございます。それから、農業協同組合連合会につきましても、組織系統が今3段階になっているところを2段階にするという方向で、都道府県の経済連の全農への統合というのが順次進められている状況でございます。

農協と独占禁止法の関係につきましては(4)に書いているとおりでございますが、独占禁止法の第22条に組合の行為に関する独占禁止法の適用除外というのが規定されております。この趣旨は、単独では大企業に伍して競争していくことが困難な小規模の事業者とか、交渉力のない消費者、22条は農協だけじゃなくほかのものも含めて書いてありますので、交渉能力の弱い消費者、こうした者が相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場における有効な競争単位として行動する、そういうことを独禁法の中で積極的に位置づけたものということでございます。

この独占禁止法の22条では、法律の規定に基づいて設立された組合でありまして、かつここに書いております4つの要件、小規模の事業者の相互扶助を目的とするとか、任意に設立され、かつ組合員が任意に加入し、また脱退することができるといった4つの要件にすべて該当する組合を適用除外としておりまして、ここでいう法律の一つが農業協同組合法ということでございます。ただ、農協が行うあらゆることが適用除外になるというわけではございませんで、適用除外となる行為というのは、農協法などで定められている組合の行為であって、さらに不公正な取引方法を用いる場合と、それから一定の取引分野における競争を実質的に制限することより不当に対価を引き上げることとなる場合には適用除外とならず独占禁止法が適用される、違反になるということでございます。

農協とその連合会につきましては、イですね、3ページのイにあります。ここにあるとおり、農協法の中にも一定のものを22条で組合とみなすとか、そうした適用除外に関連する規定が設けられております。

もう一枚、席上にお配りした抜粋の資料でございますが、これ、本年7月26日に公正取引委員会の事務総長が記者会見で述べたもので、これは農協ガイドラインについて要約して語っております。このようにまさに今進めているわけでございます。本年の7月に北海道の土幌町農協、そして京都農協に対しまして、生産資材の購入とか、農産物の販売に関して農協を利用することを強制している疑いということで、それぞれ不公正な取引方法に該当するおそれということで警告を行ったわけでございます。

これらの違反事件に関連して、公正取引委員会としては独禁法違反行為の未然防止のために、不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為、これを具体的に示したガイドラインを作成して、関係者にその周知を図ることは重要と考えているということでございまして、ガイドライン作成に当たりましては関係者の意見を聞きながら、関係者というのは、例えば農業者とか、単位農協とか、全農などの農協、または商系といわれている競争業者、さらには農林水産省などにもヒアリングを行って実態把握を行った上で、今年度中を目途にガイドラインを取りまとめることとしているということでございます。

ガイドラインの具体的な内容というのはヒアリング結果などを踏まえて今後検討していくわけでございますが、過去に独禁法上問題となった事例、そのほか関係者からのヒアリング結果も踏まえて、実際に行われる可能性が高い行為とか、考え方を明確にしてほしいという要望のある行為を中心に不公正な取引方法の観点から考え方を整理するというところでございます。

最近の違反事件の内容でございますが、事務総長の説明の中でも言及のありましたものを簡単に説明させていただきますと、お配りしている資料のまず参考資料の2でございます。京都農業協同組合に対する警告でございます。これは本年7月14日に公表したものでございまして、米の生産及び出荷についての共同利用施設であります育苗センター、ライスセンターとカントリーエレベーター、この3施設につきまして、第1にJA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の使用を断ることがあるということ、それから第2に、JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある、そうしたことを文書に記載して組合員に周知する。そのことでJA京都から生産資材を購入するようにさせていた、またはJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑いということで、不公正な取引方法のいわゆる拘束条件付取引ということで警告をしたというものでございます。

それから、もう一つが、7月21日、その次の参考資料3でございますが、これは北海道の土幌町農業協同組合に対する警告でございます。第1には、組合員が生産資材などを購入するための短期貸付金につきまして、JA土幌町から生産資材を購入する場合に限って組合員に短期貸付金を融資するというようにした。それから、第2に、肉用牛生産業を営みます組合員に対して土地、牛舎等の生産設備の賃貸借の契約をしているわけですが、これで組合員がJA土幌町以外のものから生産資材を購入したり、JA土幌町以外のものを通じて肉用牛を販売した場合には無条件で賃貸借の契約を解除できるとするようにして

いたこと、これがまた拘束条件付取引ということで警告をしたというものでございます。

その他、平成元年度以降の法的措置と警告は、参考資料 1 に書いてありますが、違反行為の内容としましては、今の拘束条件付取引のほか優越的地位の濫用でありますとか取引拒絶、排他条件付取引、不当販売、そうしたものに当たるといものが挙がってきております。

これまでの状況を申しますと、ガイドラインの検討状況でございますが、これまでに農協業界団体、農業者団体などからヒアリングを行っております。ヒアリング先としましては、これは資料の 1 ページの最初のところに「ヒアリング実施先」として 1 行だけ書いておりますけれども、農協関係では全農、全中、農林中金、その他単位農協などから聞いております。また、農業者の団体として日本農業法人協会でありますとか、全国稲作経営者会議、それから業界団体としては全国肥料商連合会、あと農薬の協同組合、それから農業機械のほうですね、全国農業機械商業協同組合連合会、また飼料のほうでは、日本飼料工業会、そういったところ 21 者からヒアリングを行っております。

今はこのヒアリング結果を踏まえて、過去に違反事件となった例、こうしたものをまとめてガイドライン案の作成作業を行っているというところでございます。

では、どういうものをガイドラインに記載するかということでございますが、まだ作成中なので案も何もお示しできないんですけれども、今のところはこの 4 に書いていますように、(1) で購買事業、利用事業、(2) で販売事業と書いていますが、こういう農業協同組合の行う事業ごとに独禁法上問題となる行為を具体的に示すという方向で検討しております。それぞれ購買事業、利用事業につきましては、ここにありますとおり土幌町、京都、既にご紹介したような話、これも購買事業、利用事業に関する違反行為でございますし、それ以外にも 2 ページにありますように鳥取中央農業協同組合に対する件とか、平成 9 年の山口県経済農業協同組合連合会に対する件、こうした件がございます。こうしたものを取り上げていく、ガイドラインに反映させていこうかなと考えております。それから、販売事業に関するものとしたしましては、同じく 2 つの土幌町や京都のほかにも八代地域農業協同組合に対する件というのがございます。これは平成 17 年 3 月の警告でございますが、これも複合経営促進施設リース事業で、リース先の生産管理組合とか、八代地域農業協同組合の組合員に対しまして農産物を同組合、その組合ですね、自分に出荷することを義務づけた。それが不公正な取引方法に当たるおそれがあるとされた例でございます。こうした事例、それからヒアリング結果に基づいてガイドラインをつくっていきいたいとい

うことをごさいますて、冒頭で申しましたとおり年度内に作成ということで今作業を進めているというところをごさいます。

簡単ではごさいますすが以上でごさいます。

【岩田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明でご意見がごさいますたら、どなたでもご自由にお願ひします。

ちょっと私からですけれども、これは平成2年ぐらいからあるんですかね、事件が。

【菅久調整課長】 はい。

【岩田座長】 その間ずっと警告をしてきたということですか。特に独禁法で対応ということではなくて？

【菅久調整課長】 参考資料1にごさいますとおり、警告と法的措置、両方入ってていて、1ページについてみますと、平成2年の冒頭は審決、あとは警告が続き、山口県の経済農業協同組合連合会が審決となっております。

【岩田座長】 それで、今までの農協のそれに対する対応はどういうことなんでしょう。警告を受けたらやめたとか、やめないで文句を言ってきたとかいう事例はない？ どういう対応をしているんでしょうか。

【松山経済取引局長】 一般的には、警告を受けて、そういうことは今後やりませんという約束をされて、組合員などに周知をされています。実際にそれまでの、生産関係の施設を利用させないというような条件を改善をするということなどを約束をされるとともに、そういう事案が起きたということは、JA全体としても末端まで周知が図られていることが一般的であります。ここには平成元年度からの事件が書かれておりますけれども、昭和40年代、50年代から同様な事件が何件も繰り返されていまして、勧告審決もいろいろ出ています。

一般的な流れとしては、農協の利用率が低下をしているわけで、商系利用が進んでいきますと系統利用者が減ってしまいますので、農協系の利用率が下がることへの危機意識を持って引き締めを図るといふことの繰り返しが何度も行われてきています。全量利用運動ですとか、農協系全体の施設を使わせようといふことで活動するわけですけれども、一定

の範囲を超えていくと独禁法違反になるということはかなり気づいてはいて露骨なやり方はしなくなる。しかし、そういう中でも時々行き過ぎるものが出てくるというような実態かと思えます。

【岩田座長】 拘束条件付で取引しているときの価格なんていうのはお調べになっているんですか。価格は問題にしていないんですか、この場合。不当に高すぎるとか、そういうのは。

【松山経済取引局長】 価格は直接は問題にしていません。ただ、実態的には、農協系の資材なり、農協系の施設を使わせるという話については、商系のほうが安いとか、商系のほうがものいいのにそれが自由に買えないという不満とか、実態はどうなんだということはもちろん調べます。そんなに価格差はないけれども、品質的には商系のものいいとか、人によって判断が分かれている部分もあります。ですからそれはそれぞれの購入者の自主的な判断でどちらを買うかは自由なわけであり、自由に選んで買えないという状況自体は改善しなさいということだろうと思えます。

【岩田座長】 弱い者いじめとかいう反応はないですか。

【松山経済取引局長】 農協のほうから、弱い者いじめとか、カントリーエレベーターとかライスセンターとか、こういった生産施設の利用をさせないということを条件にしているのですが、こういう利用事業というのは実は赤字になる傾向があって、生産とか販売のようなある程度利益が出るところも使わせないと赤字が埋まらない、勝手にいいところ取りされちゃかなわないということで、利益が出るところもちゃんと利用してもらわなきゃ困るというのがあるようです。

【岩田座長】 農家というのは必ず組合に入っているんですか。これ、義務づけられているわけじゃないでしょう。

【松山経済取引局長】 義務づけられているわけではないです。

【岩田座長】 入っていない人もいます。

【松山経済取引局長】 もちろん入っていない人もいます。農協に全然出荷しないで、自分で直接スーパーに売るとかいろいろな人がいます。

【岩田座長】 どうも。ちょっとプリミティブな私の質問でしたが、ほかのご意見ございましたら。

【岸井会員】 非常に私も基本的なことが、わからないところがあるので教えていただきたいんですが、1つは、このガイドラインをつくられるに当たって、適用除外が22条であるということが前提になっていますよね。それとの関係はどのように整理をされているのでしょうか。つまり22条で協同組合の適用除外の規定があるので、農協の場合は通常だったら独禁法違反になるような行為も、例えばこれだとカルテル規制は、何でしたっけ、対価が……。

【松山経済取引局長】 不当な対価の引き上げ。

【岩田座長】 それ、何ページでしたっけ。

【菅久調整課長】 参考資料4の4ページ目です。

【岸井会員】 これですね。「ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、この限りではない」ということで……。

【岩田座長】 これ、全部「不当に対価を」の上へかかるんですか。

【松山経済取引局長】 いや、「不公正」は「不公正」で切れていまして、「又は」以下の部分が「不当に対価を引き上げる」というところにかかるというふうに読んでいただいで。

【岩田座長】 そうですね。

【岸井会員】 そうすると、不当な取引制限と事業者団体の規制と、それから私的独占ですか、これは不当に対価を引き上げることとなる場合でなければ、独禁法は適用されないと、こういうことになっちゃって、全部不公正な取引方法であとはやりなさいという、こういう規定になっているわけですね。これ、農協だけじゃなくて協同組合全部そうなんですけど、これの構造を素直に見ると、結局やはり通常だったら違法になるような市場支配力の形成も、不当に対価を引き上げることがなければ存在自体は認めているというのがこの規定の基本的な構造になっているわけです。そうすると、不公正な取引方法による規



制というのはやはりそういうふうに、通常だと違法になる場合も含めた市場支配力の存在を認め、その市場支配力が濫用されるのをチェックするために不公正な取引方法で規制するという、こういう構造になるわけですね。ですから、そうするとこのガイドラインというのもそういうような趣旨というか、考え方というか、プリンシプルというか、そちらを掲げた上で考えていくということになるんでしょうか。

適用除外の規定を前提にしていますから、ですから例えば事件なんかでも、これ、いろいろ法律の研究者の間で言われているんですけども、最初の全国農業協同組合連合会に対する段ボール箱の事件なんかは、これは本来だったら私的独占の事件になるんじゃないか、シェアなんかを見ても5割超えていますし。だけれども、これ、全部不公正な取引方法で違反行為を個別に全部捕まえてやる。ほんとうは全部、全体として排除行為だとか何とかってとらえられるものですけども。それから、この4番目の入札価格及び入札数量を示すとかいうのも、これは要するに談合を指示していたというような事案ですよ、これ。ですから、非常にカルテルに近いタイプの事件ですけども、これも拘束条件付取引というように、いわば不公正な取引方法のどこかに引っかけるという形で適用するという形になっているので、適用除外が前提になった不公正な取引方法の規制であるという、その辺のところは理論的に整理して。やはり私がこの事案を見た感覚で、そうすると、通常だったら認められないような市場支配力を一応認めちゃっている面があるわけですから、それに対する規制というのは、不公正な取引方法にかける場合でも実態に即して、場合によっては通常よりも予防的な要素を強めたような形で文言を書いたりするというふうになるのが私は素直だと思うんです。だって、支配力を認めちゃっているわけですから。

ですから、その辺のところがちよっと、私も具体的にどういう形になってくるかってよくわからないんですけども、例えば施設の利用なんかは広い意味で不可欠的な要素が出てくるんですかね。そうするとやはりそういうような形を意識した書き方をするというふうになるんじゃないかなと思ったりしているんですけども。それに応じて、さっき松山さんがおっしゃった品質確保だとかそういうような話が出てくると、正当化事由がどうだとかという話になってくるので、農協に独禁法のこういう特別のガイドラインをつくるということの意味といえますか、そういうようなことをまずちゃんと整理された上で……。

【岩田座長】 総長定例会見の一番下から3行目に、「不公正な取引方法の観点から」と書いてあるから、おっしゃったようになっている。

【岸井会員】 もちろんそうなんですけれども、それは法律的にそれしかできないですよ。つまり私的独占はもう適用できないですよ、不当な価格でないよ。

【松山経済取引局長】 そこはいろいろな解釈に分かれるところだと思います。先生ご指摘のように、もともと22条の一定の組合の行為の適用除外制度自身も、平成11年の適用除外の検討の中で、これも手をつけるべきではないかという議論がありました。中小企業協同組合例えば、生コンの協同組合などについては、生コンメーカーの取引先というのはセメントメーカーだったり、あるいはゼネコンなわけですね。どう見ても生コンメーカーが市場支配力を発揮できる場面というのが非常に少なく、彼らが協同して協同組合をつくって対抗力を発揮するということの論理が比較的説明が付きやすい世界が典型的にはあるわけです。そういったものと比較した場合に、農協の場合にはなかなかそうもいえないのではないかという議論があって、農協の適用除外の見直しをして、22条のところから外すべきじゃないかの議論もありました。ただ、結局22条の、当時は24条だったのですが、一定の組合の行為全体についての見直しというのは結局その時は実現できずに終わったという経緯がありました。岸井先生がおっしゃるように、構造的にまずそういう枠組みで不公正な取引しか規制できないというのがいいのかどうかというのは大議論としてあると思います。ただ、そういう経緯もございましたので、今回そこまで踏み込むことはなかなか難しいだろうと思います。

それから、もう一点、私的独占は競争を実質的に制限する類型で不当に対価を引き上げる場合はもちろんここで読めるわけではありますが、現実には不当に対価を引き上げるというのは相当程度の引き上げ幅でなければ読まないというような解釈を従前からしておりますので、現実にはこの規定を使って規制するというのはなかなか困難だということです。全農の事案などについては、不公正取引でしかとらえられないということではなくて、学説的にも批判も非常に強いのですが、平成元年頃の全農の事件などは不公正な取引方法を用いていることは間違いのないわけなので、不公正な取引方法を用いればその段階で適用除外の枠が外れますので、私的独占をしているということでの法適用はできるだろうという論議が一方にあります。もちろん適用事例はないのですけれども、その考え方で整理していけば不公正な取引を用いれば適用除外にならないので、私的独占で違反だという構成はでき得る余地はあるとは思いますが、いろいろご議論があるところかもしれません。

あと、ご指摘のように、共同施設といいますが、そういった施設の利用を強制させるようなケースがあるのですが、それにエッセンシャルファシリティみたいな要素があるか

という、そういう構成ができると私的独占にもっていけるかとも思いますが、実際はブレークスルーする道がどこかにあって、例えば融資でもって資金を貸し付けて、そこからしか物が買えなくなってしまうと、商系から飼料を買うとか、肥料を買うとか許されないような状況になってしまうのではないかという問題がありますが、規模の大きい農家の場合、自己資金に余裕が出てきて、そうすると別にその資金を使わずにでも自分で飼料などを調達できるとか、別のほかの融資制度もあるなど、そういうブレークスルーの道ができる場合ですと、完璧に融資の道を全部断たれているというところまで認定しがたいわけです。

【岩田座長】 わかりました。

【松山経済取引局長】 農協の場合については、そういう今言った共同利用事業とか、生産施設などは結構自前だけでやっているわけじゃなくて、補助金などに頼っている部分もありまして、いろいろな要素が絡み合っている感じがします。

【岩田座長】 農水省の方と話し合っってそういう補助金のやり方を変えさせているという事は……。

【松山経済取引局長】 少なくとも、問題点を指摘して、今後はそういうことにならないようにするようになっていると思います。

【岸井会員】 大変よく勉強になったんですけども、要するに不公正な取引方法に対するガイドラインというのは農協の問題の一部であって、実は適用除外を前提にして、補助金も絡んでいろいろ農協の独特の市場支配力みたいなものが成立しているので、やはりその全体像をどこかでとらえるようなことをやっていただくと、ガイドラインの位置づけなんかもはっきりしてくるのかなと思ったものですから。ガイドライン自体でというよりは、むしろ農協のそういういろいろな問題を、これから少なくともどういう問題があるかって整理していくことはぜひ、調査とかですね、何かからやっていっていただきたいなと思うんですけども。

あと、これも技術的なことなんですけれども、適用除外のことをお聞きしたかったんですけども、例えばある価格協定に農協が例えば参加したとします。そうすると、これ、やはり適用除外だから農協は適用されないということになりますか。その場合はいいんですか。

【菅久調整課長】 それは農協がほかの農協以外の外の人と一緒にやるので、それは適用除外の範囲を超えていますので……。

【岸井会員】 それは超えちゃうから、それはいいんですね。

【菅久調整課長】 はい。現に香川県の学校の手数料のカルテルがあって、農協も入っています。

【岸井会員】 先ほど松山さんがおっしゃっていた不公正な取引方法に該当した場合は全部最初から外れちゃうという解釈は、今公取はそういう解釈なんですか。

【松山経済取引局長】 結構そういう解釈をとっている方はいるのではないかとはいえますけれども……。

【岸井会員】 なるほど。

【松山経済取引局長】 ただ、実際に適用した事例があるかと言われると、この不公正な取引方法を用いているので私的独占を適用しますといった事例はないということです。

【岸井会員】 不公正な取引方法を用いると、例えば全部外れちゃうということになると、カルテルとか事業者団体全部適用できるという話になっちゃいますね、その事案に。

【松山経済取引局長】 はい、できるということになります。でも、それはそんなにおかしな話ではないのではないかなという気もするのですが。例えば、不公正な取引方法を用いて競争を実質的に制限するカルテルをやったようなケースですね、再販売価格維持行為でもいいのですけれども、末端価格を全部指示して価格拘束をやったというような話の際に、不公正な取引方法で再販で違反にするだけではなくて、不当な取引制限なども適用除外するということが……。

【岸井会員】 やるということですね。なるほどね。

【松山経済取引局長】 あるいは、8条1項1号違反とか、そういう構成もあり得る気はしますけれども。

【岸井会員】 わかりました。

【池田補佐】　そこは、どうしてもそもそも協同組合が独禁法の適用除外なのかというところに関係してくる話になってくるんですけども。はっきりとした判例とか、学説がぴしっと示されたものとかあるわけではないんですけども、よくある考え方としては、競争単位として弱小なところはむしろ束になって大企業に伍して競争していったほうが結果として全体的に競争促進的ではないかというような発想もその一部の説ではありまして。そうなるとおのずと協同組合固有の行為であれば独禁法の適用除外だけれども、協同組合の行為とはいえないものについては適用除外の発想ではないので、そこは組合の行為じゃないというところで独禁法22条の対象ではないという説もあって、そこに踏み込んだ判例等々はないので、それが通説、判例ですというわけではないんですけども、多分にそういう解釈が通るんだろうなという感じはいたしますが。

【岸井会員】　ぜひその辺は一度整理してやっていただけると助かります。

【岩田座長】　聞いていると、じゃ、適用除外の例って、妥当するのはどんな場合になるの？ 具体的にどうイメージすればいいんですか。

【菅久調整課長】　一番単純に言えば、農業をしている個々の人というのは全部事業者ですから、結局除外規定がなければ農業をしているそれぞれの農家が自由に集まって何かやると、これはカルテルになる可能性がないわけではないわけです。そういうのはいいですよ、そういうのは外しますというのが私の理解です。農協はあくまで団体ですから、農協の構成員は事業者なんです。ですから、極端に言うと農家一軒一軒が事業者ですので、事業者が例えば自由に100人集まって何か事業をやって、それで値段をいくらにしてやりましょうって……。

【岩田座長】　それは独禁法違反ですよ。

【菅久調整課長】　ええ、カルテルの違反になります。

【岩田座長】　それを農協を絡ますとどうなるんですか。

【菅久調整課長】　で、それで、それはさすがにそうじゃないだろうと。農家一軒ごとで競争させなくても、ある程度固まって少し固まった組織になって事業をするというのはむしろ意味があるんじゃないかということで、農協というものにまとまってやることは適用除外にしましょうと。

【岩田座長】 まとまって何をやるのが適用除外？

【菅久調整課長】 共同事業ですね。例えばみんなで一緒になって作物をつくって、タマネギならタマネギを一緒にいくらで売るとか、そういうことをする。

【松山経済取引局長】 典型的には、共同出荷、共同計算、共同購入、共同購買ですね。ですから、肥料、飼料を一緒に買う。組合員でまとめて買っちゃうわけですね、みんなが必要な分を。

【岩田座長】 それをやると問題になるんですか、事業者が。

【松山経済取引局長】 いや、もちろん共同でやって、競争の実質的制限にならなければ違反にならないんですが、農協の場合だと、最近はそうでもないですけども、昔はやはり90%の高いシェアを占めていますから、その地区における農家全体が入っている農協として全量出荷事業とか、全量購買事業とかをやってしまうと、とにかくその農家が買うもの、その農家が出荷するものは全部農協を通せという話になるとそれは競争の制限になるということです。

【岩田座長】 それは、でも、オーケーなの？

【松山経済取引局長】 それが適用除外制度があることによって、原則セーフにしましょうというのが今の適用除外……。

【岩田座長】 そうだね。だから、購入を一括でやれば安くたたけて、売るほうも一括でやれば高くなると……。

【松山経済取引局長】 そういうことですね。

【下村会員】 牛乳を売る、あれはそのケースになりますか。例えばある県、地方で大手のメーカー、雪印とか明治とかそういうものと別に、その土地で農業共同組合が出している牛乳というのがありますね。それはそのケースになりますか。個々の酪農の農家が結託しておそらくまとめて販売をしているんだというふうに理解できるかと思うんですが、それは当てはまりませんか。

【松山経済取引局長】 同じことじゃないでしょうか。その地区の農家全体まとめて農協ブランドで物を売るとか。

【下村会員】 そうですね。だから、小売はしていないということですよ。

【松山経済取引局長】 そうですね。

【岩田座長】 でも、それでも、ここで、それが競争を実質的に制限すると見たら独禁法違反になるんでしょう。

【松山経済取引局長】 もちろん共同行為としてはそうですね。しかし、適用除外があれば問題ないということですね。

【岩田座長】 適用除外にならないんでしょう、それは。

【松山経済取引局長】 不当に高く引き上げるという要件に該当すればですね。ところが、その不当に対価を引き上げるといのはなかなか難しく、大体例えば市場での相場が100円のものをいきなり150円に引き上げるとかは不当な対価の引き上げに該当するが、例えば交渉力を強化して100円を110円に上げていくとかのそういうレベルでの価格交渉力の行使はいなものに不当な対価引上げに通常該当しないと解されていると思います。

【岩田座長】 じゃ、農協を通さない出荷というのも随分あるということですか。

【松山経済取引局長】 今はもちろんありますね。

【松村会員】 例えば鉄鋼メーカーが協同組合をつくってH鋼を買うときにはこの組合からしか買っちゃいけませんと、うちはここに卸しちゃうのでここ以外から売りませんなんて、こういうことをやったら、それは価格が不当に上がっているかどうかというようなことになってももう疑い濃厚なんですけれども、農協が同じようなことを実質的にやっても問題にならない。適用除外というのはそういうことではないでしょうか。

【岩田座長】 不当かどうかは農協の場合は問題ということね。不当に上げていたら、それが証明できたら適用除外は外されちゃう。

【松村会員】 だから、実際には農協のようなものをつくること自体が問題になり得る

わけですよ。

【菅久調整課長】 適用除外がなければですね。

【岸井会員】 協同組合自体が事業者団体。

【菅久調整課長】 まさに、普通の事業者団体が共同購入、共同販売したらそれ自体が……。

【岩田座長】 それ、でも、微妙ですね。というのは、一人一人の小さな農家を会社と見るからそうなので、農協というのを全部で会社と見ればならないでしょう。だから、会社の単位だよ、今の。要するに新日鉄と何とかがってというのは一つの会社の単位だけでも、今度は農協を一つの会社の単位と見て、その構成がちょっと違うのかな。

【菅久調整課長】 農協が農協でなくて同じ規模の何とか株式会社という農業法人ができれば、それは一つの会社となって……。

【松山経済取引局長】 農家が従業員みたいになっちゃう。

【岩田座長】 そう、そう。今はそうなんですよ、ほんとうは。

【松山経済取引局長】 いや、なかなかそこまでは。やはり一人一人、独立事業者なんじゃないですかね。

【岸井会員】 むしろ今株式会社形態の個々の農家が出てきていますよね。

【松村会員】 農協が一つの事業者として、外国の穀物商社と組んで何かをやるなんていったら、これはもう適用除外にならないわけですから、だから、一応農協を一つの事業者として見る見方ってあるわけですね。

【菅久調整課長】 金融で違反になったのはまさに農協が一つの金融機関として捉えられた事例です。ほかの地銀とかと一緒にカルテルしたので違反だという事例ですが。

【松山経済取引局長】 農家が一個一個の事業者で、その農家の共同行為を農協がまとめて共同事業ということを原則的に適用除外ですという枠組みが現在あるわけです。それがそもそも論としていいかどうかの議論と、個々の農家がまとまる程度のことはいい



けれども、全農というような大きな組織になった場合はあまりにも市場全体に与える影響も大きいし、全国的な有力メーカーと比べても全農のほうが力があるのではないかというような議論になるわけです。

【岸井会員】 単協レベルだったらそれほど……。これは不公正な取引方法でもいいかもしれませんね。市場全体にそれほど影響を与えられない可能性がありますよね。やはり県レベルとか、全国レベルになってくると、本来の相互扶助というレベルを超えちゃっているわけですからね。だけれども、その辺が法律でうまく区分けができないから、結局こういう形でやっていくということになるわけですよ。

【松村会員】 今回の議論は一応デッドラインがあるわけですよ。

【菅久調整課長】 これはあくまで適用除外の制度があろうがなかろうが、問題になっている不公正取引について……。

【岸井会員】 やれということですよ。いや、私は、だから、むしろその場合にせっかくだからいろいろ私的独占、不公正な取引方法でうまく引っかけられるようなものを少し広げて、むしろ適用除外の枠というか、実際の範囲を少しずつ狭めるような形に、せっかくの機会だから利用できないかなというような、そういうような希望的意見です。（笑）

【松山経済取引局長】 とりあえずは今までの、最近の事案を含めて不公正取引を整理、分類した形のものをつくらなきゃいけないというのが宿題にもなっているので、これをとりあえずの作業として進めているということでもあります。でも、先生ご指摘のような市場支配力を持つものだけにこういう問題が起きるんだということをうまく盛り込めるかどうかいろいろ工夫をさせていただければと思います。

【岩田座長】 これは農協だけですか、組合で今問題になっているのは。ほかで何か勧告したとかいうのは農協以外はないんですか、組合関係で。

【菅久調整課長】 最近は農協だけです。昔は、生コンの事件というのはあったんですけども、今ですと、ちょっと調べていたんですけども、農協ぐらいですね。それ以外は最近はほとんどありません。

【岩田座長】　　こういう拘束条件付というのはほかでは難しいからかな。ほかであまりないというのは。例えば信用事業、信用組合だけ？　ああいうのは条件付というのはない……？　いや、でも、預金じゃないか。初めからやっているから問題ないな。

【松山経済取引局長】　　銀行の拘束預金なんていうのは、昔問題になった事件もありますから、あることはありますね。

【岩田座長】　　でも、組合の場合はもともと預金しなきゃ借りられないでしょう。

【松山経済取引局長】　　そうですね。

【岩田座長】　　だから、それは問題ない。抱き合わせ販売じゃないわけだね。拘束にならないんですね。

【松山経済取引局長】　　不当な拘束とはなかなかありませんね。

【岩田座長】　　初めからそういう組合なんでしょうからね。

【松山経済取引局長】　　ええ。みずから信用事業として利用しているということですから。

【岩田座長】　　だから、あまり拘束というのはほかの組合にはないから、農協ばかりがこういう目立つのかな。

【菅久調整課長】　　よくあるのはまさに信用事業のほうで強制して、こっちを使えよという。

【岩田座長】　　いろいろ多岐にわたっているから。

農協って、石油というのは……？　スタンド、農協でしょう？　あれも。

【菅久調整課長】　　ガソリンスタンド自身を農協がやっているのがあります。

【諏訪補佐】　　農協自体がガソリンといいますか、石油は売っています。ＪＡ－ＳＳとか、そういうのがあります。

【松山経済取引局長】　　農協も利用率がどんどん落ちてきて、救済してもらわないと、又は合併しないと生き残っていけないようなところも随分あります。

【岩田座長】 ただ、そういうことをしないと、拘束みたいなことをしないと組合自体が存立しなくなるというようなときに、組合としては拘束してそうやったほうが自分にも利益があるという場合がありますよね、実は。つまり、どういうことかということ、拘束というのは1人だけ逃れると得するわけですよ。ところが、全員がそうやってみんながやると組合自体がつぶれちゃうでしょう、事業が。おそらく。内部補助しているから。だから、実は外へ出ちゃうとしたら、いわばカルテル違反だよね。それでほかのことはただ乗りしているわけだから、ほかの事業は。そういう問題は考えなくてもいいんでしょうかなと思ったりしていたんで。そんな感じしません？ そんなことを言う人はいないか。

【菅久調整課長】 協同組合で一緒にやっているのを使うのは当たり前じゃないかというような感覚というのは当然あって……。

【岩田座長】 いや、当たり前じゃなくて、そうしないと、もともと成り立たないんで、それを1人だけさっき言ったいいところ取りで、「そこだけ利用するけれどもほかは……」としていると、この自体が生き残れないわけです。そうしたときに、外へ出たいというやつが正しいんであって、ほかの事業者から買うのが。中で買わされているのは拘束だというのは論理として、でも、通るんだろうかな。松村さんからゆっくり聞きたい。(笑)わかります？ 言っていること。

【岸井会員】 いいですか。岩田さんね、これ、私、実は基本的に考えると、この適用除外っておかしいところがあるんですよ。

【岩田座長】 ああ、そう？

【岸井会員】 つまり不公正な取引方法というのは競争制限の程度が低くても違法になる行為なんです。だから、本来だったら競争制限の程度が低い中小の協同組合は、例えばあまり規制しないでいいと。それで、市場支配力が大きいやつは規制するというのだったらいいですよ。だけれども、この適用除外は結局強力なやつは不当に対価を引き上げない限りは支配力を認めちゃうと一方で言って、他方で不公正な取引方法という競争制限が低くても違法とする行為は全部かぶせちゃうという形にしているんですよ。

【岩田座長】 で弱い者いじめという感じがしたわけ？ (笑)

【岸井会員】 だから、小さいところが、むしろこれ、その意味で私は実は基本的にこ

れ矛盾があって、本来の目的と違う形で、中小のところでも不公正な取引に当たったら捕まえられちゃう可能性が出てきて、もちろん大きなところも捕まるんですけども。

【松山経済取引局長】 岸井先生がおっしゃるように、例えば価格カルテルと再販売維持を一度にやっているような事業であれば、価格カルテルでがちとやっちゃっていることだけについては何も問題ができないと。しかし、再販売価格維持行為という縦の関係での不公正取引が手段として使われた場合だけ捕まりますよという体系ですね。

【岸井会員】 そうです。

【松山経済取引局長】 ただ、一般的な拘束条件や何かで競争を阻害している段階である程度できるというレベルでも、やはり農協とその個々の構成員を含めての縦の関係での拘束があることを前提に適用できるという話を言っているわけです。もう一つ、適用除外でカルテルいいよと言って、競争制限になっても問題ないと言っている部分というのは、そもそもカルテルとして農業者間の共同行為的なものを共同販売事業、共同受注事業という形式でやることを適用除外にしましょうという枠組みとしてあるわけです。ですから、実態的に実はシェアが3割とか4割ぐらいしか構成員がいなくて、農協も支配力がなくなってしまえば独禁法違反がそもそも成立していないかもしれないわけです。共同販売事業や共同受注事業をやっても、ほかにいくらでも、残り6～7割の人は自由に勝手なことをやっていきますと言って生き残っていけるのであれば競争の実質的制限とまで言えないのかもしれない。協同組合の人たちが、零細業者が集まってそれを農協が共同事業化しているという程度の話かもしれないわけです。そうすると適用除外の実質の意味がないのかもしれないわけです。そういうものは逆に不公正取引を用いるケースがあり得るかということもあると思います。

【岸井会員】 ああ、なるほど、逆にね。

【松山経済取引局長】 ええ。それを問題にしていると、市場支配力も適用除外でもないくらいのものについて本当に不公正取引として公正取引委員会が規制する実益があるかということ、それは正直言うと多分取り上げていないのではないかと思います、そのレベルのものは。そんな露骨な力もないし、嫌ならすぐ逃げていけるものについては。そうになると、実際は市場支配力が結構ある、ある程度の大きな力を持つ農協しか公取も取り上げな

いし、そこが縦の関係を使って逃げようとしたり、商系を使おうとする農家はだめだと言っておれのところを通せとか、おれのものを使えということを行うということが問題だということで現在は規制をしているというのが実態かと思えます。

【岸井会員】 まさにそのことをガイドラインである程度わかるように書かないと、つまり不公正な取引方法の具体的な、こういう類型がいっぱい出てきちゃうと、とにかく支配力がないような農協でもそれを……。

【松山経済取引局長】 何をやっても違反みたいな、不公正取引でやったら、それはおっしゃるとおりかもしれませんね。

【岸井会員】 ナーバスに考えるようになるとかえって、やはり基本的な市場構造とか、市場支配力の問題、何らかの形を入れたらいいんじゃないかなって個人的には思っているんですが。その辺はいろいろ考えたほうがいいと……。

【岩田座長】 よろしいですか、それでは。

どうも、いろいろ今日はありがとうございました。一応これで無事、長い間かかった外航海運は無事終わりましたので、今後のスケジュール等のお話をお願いいたします。

【菅久調整課長】 外航海運、この後、先ほど申しましたとおり公表を12月の下旬にしたいと考えております。

それから、次回からは、もちろん来年になりますが、国際航空分野を次にテーマに取り上げてやりたいと考えております。具体的な日程は今後また調整させていただきます。1月後半から2月初めあたりで1回目をやらせていただければと考えております。これもある程度時間をかけてやりたいと考えていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

【岩田座長】 どうも、それじゃ、ありがとうございました。

【松山経済取引局長】 どうもありがとうございました。

了